

平成30年第2回組合議会臨時会開催

□開催日時

平成30年3月29日(木)午後2時から午後2時34分まで

□場所

上越市役所 第1委員会室

《第2回組合議会臨時会》

議案

○議案第6号 工事請負契約の締結について

((仮称) 消防本部・上越北消防署庁舎新築工事)

(仮称) 消防本部・上越北消防署庁舎新築工事について、制限付き一般競争入札の方法により加賀田・田中・中田共同企業体と3,248,640,000円で工事請負契約を締結する旨を説明し、「可決」されました。

○議案第7号 工事請負契約の締結について

((仮称) 消防本部・上越北消防署庁舎新築電気設備工事)

(仮称) 消防本部・上越北消防署庁舎新築電気設備工事について、制限付き一般競争入札が不調となったことから、随意契約の方法により田辺・城東共同企業体と406,080,000円で工事請負契約を締結する旨を説明し、「可決」されました。

○議案第8号 工事請負契約の締結について

((仮称) 消防本部・上越北消防署庁舎新築機械設備工事)

(仮称) 消防本部・上越北消防署庁舎新築機械設備工事について、制限付き一般競争入札の方法により高菱・セイコースミダ・関原共同企業体と453,600,000円で工事請負契約を締結する旨を説明し、「可決」されました。

・議案第6号、議案第7号及び議案第8号について、入札事務、入札結果及び入札結果の公表等について質疑がありましたが、適切に処理した旨を丁寧に説明しました。

○発議案第1号 専決処分事項の指定について

提出者の組合議員から下記の管理者が専決処分することができる事項の指定について説明が行われ、「可決」されました。

専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、管理者において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

記

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年上越地域消防事務組合条例第19号）第2条に規定する工事又は製造の請負の契約で、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を経て締結したものについて、契約金額の100分の10に相当する金額の範囲内で変更する契約で当該変更する金額が3,000万円以内であるものを締結すること。

- ・質問はありませんでした。

□出席議員等

《議員》

内山米六議長 植木 茂副議長 野口和広 市川達孝 橋爪法一 草間敏幸
池田尚江 本山正人 小林和孝 渡邊 隆

《構成市》

村山管理者、入村副管理者、米持会計管理者

《消防本部》

消防長、次長、総務課長、消防防災課長、予防課長ほか9人

《上越市》

宮下契約検査課長、太田契約検査課副課長